

福祉三団体再編検討有識者会議（第3回）会議要録

- 日 時 平成18年8月22日（火曜日） 午後6時30分～8時30分
- 場 所 武蔵野市役所601会議室
- 出席者 菊池委員長、山本副委員長、天野委員、川村委員、武智委員
南條企画政策室長、檜山福祉保健部長、山本企画調整課長、中野企画調整課副参事（行政経営・評価担当）、萱場生活福祉課長、棚橋高齢者福祉課長、斉藤介護保険課長、山田障害者福祉課長ほか

1 開 会

2 議 事

(1) 第2回会議要録について

【委員長】 了解いただければ、この内容でホームページに掲載したいが、よろしいか。（一同了解）

(2) 提出要請のあった資料等について

資料2「福祉三団体給料月額比較表」、資料3「福祉三団体職員数推移」、資料4「有償在宅福祉サービス利用者調査（福祉公社）」、資料5「武蔵野市民社協会員アンケート調査・地域福祉に関するアンケート調査」について、説明を行った。

【副委員長】 この委員会で給料のあり方まで立ち入って検討することには、限界がある。各団体の給料全体の傾向については理解した。

(3) 公益法人制度改革について

【企画調整課副参事】 介護保険制度の導入、公益法人制度改革、指定管理者制度の導入等、ここ数年で福祉を取り巻く社会状況が大きく変化してきている。これらの影響等が、今回の福祉三団体の再編検討のきっかけでもある。公益法人制度改革の目的は、「民間が担う公益」を社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進させることと、公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直すこととされている。現制度との変更点であるが、第一に、法人設立に関し主務官庁の許可が必要であったものが、登記のみで設立可能となること。第二に、法人の公益性の判断に関して、主務官庁の自由裁量であったものが、明確な基準を設け、統一的な判断を行うことが挙げられる。これまで、法人の設立と公益性の判断が一体的であったものが、法人の設立と公益性の判断が分離されることとなる。また、税制についてだが、これまでは、公益法人（社団法人・財団法人）であれば税の優遇を受けられたが、制度変更後は、公益性を認められた法人についてのみ、優遇を受

けられる方向で、政府税調等で検討が進められている。既存の財団法人の公益性が認められない場合は、課税が強化されるようだ。公益法人制度改革関連3法については、平成20年12月までには施行され、施行日から5年間の移行期間内に、現行の公益法人は必要な手続きを行い、新制度に移行することとなる。公益法人、社会福祉法人、株式会社について税制に関する比較を行った。公益法人制度改革により、公益性が認められない団体は株式会社に近くなると考えられる。比較すると現状でも社会福祉法人は税制上かなり優遇されている。

【委員長】公益法人制度改革における税制については、政府が検討中であり、あいまいな部分がある。どのように決定されるかにより、公益法人の今後のあり方が異なってくる。そういったことを踏まえ、議論をしていく必要がある。

(4) 指定管理者制度について

【企画調整課副参事】民間事業者の能力、ノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上とともに経費の縮減を図る目的で、平成15年に地方自治法が改正され、指定管理者制度が設けられた。従来、公の施設は公共的な団体に対してのみ管理の委託が可能であったが、制度創設後は民間、NPOなどに対しても委託が可能となった。本市では、制度導入前に委託をしていた団体と同一団体を当面指定管理者として指定しているのが現状だ。指定期間は平成17年度から平成21年度までとなっている。この更新にあたっては、民間も含めて競争させる可能性があり、公募選定も当然視野に入れて考えなければならない。ただし、公募により、財政援助出資団体が民間企業等に敗れた場合、他の自治体では、職員を解雇したり、団体を解散させている例もある。市の財政援助出資団体にとって、この制度にどのように対応していくかが、大きな課題となっている。

【川村委員】市民、特に指定管理者制度の対象となっている施設利用者の意向をどのように受け止めているか。

【企画調整課副参事】指定管理者制度を導入したものの、公募は行わず、それまで委託していた団体を指定管理者に指定した。そのため、今のところ市民、利用者の意見を聞く機会を特別に設けることはしていない。

【川村委員】従来の団体で良いのか、工夫の余地があるのではないかと市民、利用者の意見を聞く場を設けた方が良い。

【副委員長】既に指定管理者制度を導入している施設の指定管理者を変更することは可能か。

【企画調整課副参事】地方自治法の趣旨からすると、想定されることである。現在の指定期間後について、市として公募を行う、民間も含めて競争させる、ということを決めたわけではないが、公募による選定が行われれば、可能性としてはある。

(5)福祉三団体に対するヒアリングについて

福祉三団体に対するヒアリング方法について事務局より説明を行った。

【川村委員】各団体の状況を把握するため、ヒアリングは一つの方法である。可能であれば、三団体に現地調査をしたいと思うが、どうか。

【福祉保健部長】その方が望ましいと考えている。現地での確認したい事項を事前に絞っておけば、効率的にまわることも可能である。

【副委員長】各団体へのヒアリングを行い、問題点が明らかになった後、現地調査を行う方が良いのではないかと。現地調査をすることに異議はない。

【委員長】では、ヒアリングを行い、この有識者会議で団体の状況、問題点を把握したうえで、現地調査について改めて考える、ということで良いか。

(一同了解)

【天野委員】純粋な民間ではできない事業、団体ならではの事業等についての各団体の主張が、ヒアリング資料としてあった方が良い。

【武智委員】事務局の説明によると、各団体のヒアリング終了ごとに、委員同士の意見交換を行う想定だが、全団体にヒアリングを行った後、最後に30分程度意見交換を行った方が良いのではないかと。全団体の話を聞いてみないとわからないこともあると思う。

【企画調整課副参事】そのような方法も十分可能だ。

【武智委員】ヒアリングの資料については、事前に送付願いたい。

【企画調整課副参事】有識者会議開催の1週間前には送付したいと考えている。

【天野委員】三団体で行っている事業について、どの事業が公益事業なのか、収益事業なのか、わかりやすく資料として出してもらえないか。

【福祉保健部長】公益事業と収益事業の振り分けは非常に難しい部分がある。しかし、各団体がどの事業を公益事業、収益事業とみなしているかという観点から振り分けることは可能かと思う。

【委員長】それで十分であるので、お願いしたい。なお、本有識者会議の基本部分について確認しておくが、我々の有識者会議は、昨年1月、市が行財政改革検討委員会から福祉団体の再編について検討すべきだとの答申を受け、さらに、庁内のワーキングチームが検討し、作成したタタキ台を受けて、より具体的な議論をすることを市長から諮問されている。効率的な行財政運営あるいは業務の効率的な運営という観点が、大きな検討のポイントである。もちろん福祉は非常に微妙な部分を多く含んでおり、大変難しい課題を背負っている。そういったことを踏まえ、我々も心して議論をしていく必要がある。その他ヒアリングについて何かあるか。

【川村委員】ヒアリングを行った後、我々がどのように評価するか。評価方法について検討する必要がある。事務局では評価方法について、どのように考えているか。

【企画調整課副参事】この有識者会議は、団体の再編等に関し、大所高所からの議論、検討をしていただきたいと考えており、各事業、各施設等についての個別評価は必要ないと考えている。

【福祉保健部長】細かい事業については評価していただく必要はないと考えている。しかし、再編に大きく関わるような事業については、評価、問題提起をしていただきたいと考えている。

【副委員長】各事業を評価し、どのように運営するのが効率的であり、市民サービスの向上につながるのか等を議論すべきである。事業の評価をせず、再編について検討するのは意味がないのではないか。

【福祉保健部長】そのとおりだ。この有識者会議の設置目的に沿った、事業ごとの大くくりの評価は是非していただきたいと思っている。

【川村委員】評価対象は個々の事業ではなく、団体の共通項目、個別項目だ。誤解のないようお願いしたい。

【委員長】有識者会議としては、一定の条件をつけ、事業ごとの大くくりで評価を行い、団体のあり方等について大きな方向性を示すということで良いか。

(一同了解) その他、何かあるか。

【企画政策室長】公益法人制度改革、指定管理者制度導入等団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの実績というより、今後、どういう供給主体が福祉サービスを提供することが、一番市民サービスの向上につながるか、そういう視点を持っていただければと思っている。

【副委員長】この有識者会議の主眼は福祉サービスの向上である。現在行われている事業やサービスを見直しながら、あまり内部には立ち入らず、大まかな方向性を示せば良い。

(6)その他

・次回日程について 委員間で日程調整

【委員長】次回は9月19日（火曜日）開催といたしたい。

3 閉 会